

「福知山市循環型森林整備推進協定」締結者公募要領

(目的)

第1条 この要領は、福知山市が「福知山市循環型森林ビジョン」（以下「ビジョン」という。）に基づき、循環型森林整備を市内全域で展開していくために、森林経営計画による施業の集約化と適切な森林整備のノウハウを有し、循環型森林整備を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められる民間事業者（以下「適合事業者」という。）と市長との間で「福知山市循環型森林整備推進協定」（以下「協定」という。）を締結し、相互に連携・協力し、ビジョンの実現に向け取組を進めることを目的として、協定締結に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 循環型森林整備 木を「伐って、使って、植えて、育てる」というサイクルを繰り返し、森林資源を持続的に循環利用することを目的に実施する主伐・再造林をいう。
- (2) 森林経営管理制度 林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を目的として、森林所有者が森林の経営管理を行うことができない場合に、森林経営管理条例（平成30年法律第35号。以下「法」という。）に基づき、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業事業者をつなぐ制度をいう。
- (3) 森林経営計画 一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的として、森林法（昭和26年法律第249号）第11条の規定に基づき作成する5年を一期とする森林の経営に関する計画をいう。
- (4) 意向調査 所有森林の経営管理の意向を把握するために、法第5条の規定に基づき、市から森林所有者に対し実施する調査をいう。
- (5) 民間事業者 個人又は法人を問わず、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により素材生産又は造林・保育等の林業生産活動を行っている民間の事業者をいう。
- (6) 協定締結者 市長との間に協定を締結した民間事業者をいう。
- (7) 主伐 利用期に達した樹木を伐採し、収穫することをいい、本要領においては、主伐の一種である、一定範囲の樹木を一度に全部又は大部分を伐採する皆伐をいう。
- (8) 再造林 樹木の伐採を行った跡地に、新たに苗木を植栽することをいう。

(協定締結希望者の公募)

第3条 市長は、協定の締結を希望する民間事業者を公募するものとする。

(適合事業者の基準)

第4条 前条の公募に応募する者（以下「応募申請者」という。）は、次の各号に掲げる基準全てに適合していなければならない。

- (1) 福知山市内に本社又は本店を有する者であること。
- (2) 法第36条第2項の要件に適合し、京都府において公表されている者であること。
- (3) 応募する日から過去2年以内に、福知山市内の森林において有効な森林経営計画を有する者であること。

(協定の基本的な内容)

第5条 協定の基本的な内容は、別記のとおりとし、市及び協定締結者は信義に従って、誠実にこれを遵守しなければならない。

(応募の方法)

第6条 応募申請者は、福知山市循環型森林整備推進協定締結申出書に關係書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(協定の締結)

第7条 市長は、前条に規定する申出があったときは、その内容を審査の上、第4条の基準に適合していると認めたときは、応募申請書との間に、協定を締結するものとする。

(協定内容の公表)

第8条 市長は、前条の規定により協定を締結したときは、ホームページへの掲載その他適切な方法により、その内容を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、協定締結者も行うことができる。

(協定の有効期間)

第9条 協定の有効期間は、協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに市又は事業者から更新しない旨の申出がない場合には、同一の条件をもって1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市又は協定締結者に特別の事情がある場合は、有効期間を別に定めることができる。

(協定の解除等)

第10条 市長は次の各号のいずれかの場合には、協定締結者との間に締結した協定を解除することができる。

- (1) 協定締結者が、第4条に定める基準のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 協定締結者において、事業の継続が困難となり、解除の申し出があつたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協定を解除すべきと市長が認める特段の事情があるとき。

別記

共通事項
(1) 市及び協定締結者は、ビジョンの実現のために相互に連携・協力し、循環型森林整備を推進する上で直面する課題の解消に努めるものとする。
(2) 市及び協定締結者は、林道から200メートル以内の人工林、緩傾斜地並びに林地生産力が高い人工林といった施業条件有利地において、重点的に循環型森林整備を推進するものとする。
市の責務
(1) 市は、航空レーザ測量その他の方法により、樹種、樹高といった森林の基礎情報の集積に努めるものとする。また、森林境界明確化及び森林経営管理制度に基づく意向調査により、森林境界情報及び森林所有者情報の集積に努めるものとする。
(2) 市は、森林所有者の同意の範囲内で、前号で集積した情報を協定締結者に提供し、循環型森林整備エリアの円滑な集約化に努めるものとする。
協定締結者の責務
(1) 循環型森林整備を行う森林については、森林経営計画を策定し、効率的かつ適切な施業を行うものとする。また、森林経営計画策定に当たっては、森林所有者の意向を踏まえた上で、主伐・再造林が適さない森林であっても、循環型森林整備を行う森林と面的なまとまりを有している森林については、当該森林経営計画に積極的に含め、施業の集約化を図るものとする。
(2) 循環型森林整備を行う上で、「主伐時における伐採・搬出指針」(林野庁)を遵守するものとする。
(3) 主伐を行う場合、伐採跡地は原則として人工造林により確実な更新を行うものとし、有害鳥獣防止施設等により、有害鳥獣の被害の未然防止に努めるものとする。
(4) 再造林は適地適木とし、一貫作業等による再造林経費の低コスト化に努めるものとする。
(5) I C T技術や先進技術の積極的活用に努め、生産性向上及びコスト縮減により、事業収支の最大化を図るとともに、森林所有者への適切な利益還元に努めるものとする。